

原子力災害医療研修の受講お申し込みについて

1. 原子力災害医療研修の受講は一般の方は受講することは出来ません。
2. 24 道府県（※参照）にお住まい、かつ原子力災害拠点病院もしくは原子力災害医療協力機関に在籍している方に限ります。
3. 詳細は、研修・訓練のページでご確認ください。

※参照

原子力に関連する「24 道府県」とは、原子力発電所などの施設が立地している自治体、およびその周辺 30km 圏内（原子力災害対策重点区域）に含まれる自治体を持つ 24 の道府県を指します。

これらの道府県は、原子力災害時に備えた「地域防災計画」の策定や「原子力災害拠点病院」の指定が義務付けられており、国（内閣府や原子力規制委員会）からの財政的・技術的支援の対象となっています。

【24 道府県の内訳と一覧】

原子力施設が所在する「立地道府県」と、隣接して 30km 圏内に入る「周辺道府県」を合わせたものです。

北海道・東北：北海道、青森県、宮城県、福島県

関東・甲信越：茨城県、神奈川県、新潟県

北陸・中部：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府

中国・四国：鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県

